

測量委託特記約款

第1条 受託者は、頭書の委託業務を別紙仕様書および内訳書等に基づき頭書の履行期限までに完了しなければならない。

2 委託者は、必要と認めたときは、関係資料の貸与等便宜の措置を講ずるものとする。

第2条 受託者またはその代理人は委託業務履行について必要があるときは、技術上の管理をつかさどる者を現場に常駐させ、委託者の指定する係員の指揮監督のもとに施行するものとする。

第3条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく委託者に報告し、必要があるときは業務完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は、支障のない限り前項の届出があった日から14日以内に検査を行うものとする。

3 受託者は、委託者の指定した日時に検査に立会うものとする。

第4条 委託者は、受託者が公共工事の前払金の保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の履行期限を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、発注者の定める金額を限度とし、受託者の請求により、契約金額の30%（1千円未満の端数は切り捨てる。）を超えない金額を前払金として支払う。

2 受託者は、前項の前払金を請求するときは、この契約締結後（委託者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

4 委託者は、第2項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

5 受託者は、前払金をこの業務委託に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

（令和7年10月1日適用）